

平成29年7月7日

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定 に関する意見等



一般社団法人 全国児童発達支援協議会  
代表 加藤 正仁

1. 設立年月日：平成21年7月1日

2. 活動目的及び主な活動内容

## 【活動目的】

成長・発達が気になる子どもとその家族への様々な発達支援活動を行う

その質的向上・発展と関係者の相互連携・交流を図る

福祉の維持・向上に貢献すること

乳幼児期・学齢期の成長・発達上の諸課題への支援に関する調査及び研究

施設・事業所の運営に関する調査・研究

関係者の相互連携・交流及び広報

障害者総合福祉推進事業の受託と実施

その他

## 【主な活動内容】

実績

調査研究・実態調査

平成22年度 「障害児施設の一元化に向けた職員養成に関する調査研究」

平成24年度 「児童福祉法改正後の障害児通所支援の実態と今後の在り方に関する研究」

平成25年度 「障害児通所支援の今後の在り方に関する研究」

平成28年度 「保育所等訪問支援の効果的な実施等に関する調査研究」

研修会

平成22年2月以降、全国職員研修会と全国施設長研修会の各研修会を年1回実施。

3. 支部数等：全国7ブロック

4. 会員数494団体（平成29年5月時点）

5. 法人代表： 代表 加藤 正仁

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等【概要】

はじめに

全国児童発達支援協議会は、障害のある子どもの最善の利益の保障、家族支援、インクルージョンの推進、支援の質の向上を大切にしています。そのため、報酬改定において障害のある子どもへの支援のより一層の充実と安定化が必要であると考えます。社会保障全体予算の中で、同じ子どもの施策である子ども子育て支援新制度・社会的養護の予算は、28年度に比較して、1,004億円増えております。また「子育て安心プラン」において待機児童22万人の予算を確保しています。日本全体が、子どもや若者に対する支援の充実の方向になっています。その中で、障害児の個々の利用額はそれ程増えてはいません。特に育ちの困難な子どもや障害のある子どものための予算は社会保障全体の中で優先的に手厚くしていただきたいと考えます。＜参考資料1＞

## 視点－1 より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方策・評価方法

### 【発達支援－障害のある子どもの最善の利益の保障・質の高い支援のために】

#### 1. 児童発達支援センターの職員配置の見直しと報酬上の評価

・児童発達支援は、より個別的な支援、家族支援も重要であり、現状の職員配置を実態に合わせて、子どもの数を3で、除した数以上のが必要です。

#### 2. 特別支援加算について一地域の事業への対応と児童発達支援事業において医ケア児等配慮が必要な子どもを受け入れるために

・医療的ケア児、聴覚障害児、視覚障害児等特別な配慮を必要とする子どもを地域の児童発達支援センター等で受け入れた場合、専門職の配置のための予算の確保の必要です。

#### 3. 放課後等デイサービスの不登校児の受け入れと障害の重たい子どもの個別対応の必要性

・学校との連携を行って、朝から不登校児を受け入れている放課後等デイサービスは、学校休業日と同等の給付の保障が必要です。個別対応の必要な子どもには、1:1もしくは2:1手厚い対応が必要です。

#### 4. 食事特別配慮加算の創設

・幼稚園・保育園でも公的な補助がある。障害のある子どもの場合、食や咀嚼・嚥下に特別な配慮が必要な子どもが多い。またアレルギー対応の子どもも増加し、給食を提供している事業において食育加算が必要です。

### 【家族支援の充実】

#### 1. 事業所内相談支援加算の運用回数の見直し ー家族支援の充実（相談・ペアトレの実施）

・家族の思いを理解し、家族支援するための良い加算です。その上で、子どもが療育中に、相談が出来ることが大切です。  
・ペアレントトレーニング・相談など、実際の家族支援の充実のために支援回数は、週1回程度必要です。

### 【職員の専門性・支援の質の向上のために ー質の担保のためのOJT】

#### 1. 資格要件が厳しくなった児童発達支援管理責任者専任加算

・仕事量も多く、保護者対応、関係機関連携など業務量が多い実態があります

#### 2. 事業の安定と充実のために <参考資料2>

→対処方策・評価方法:事業費と事務費の分離化あるいは月初め登録払い制を導入して、事業体の経営の安定化とサービス向上のための積極策を促す

#### 3. 質の向上のための研修・OJTの充実

・厚労省と事業者団体による研修の企画ー児童支援者養成研修

・発達支援関係の資格要件、経験年数を報酬単価に反映させ、関連資格免許の更新制や単位制の研修制を必須化する。

# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等【概要】

視点－2 地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするための、サービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方策

## 【地域支援－インクルージョンを推進するために－】

### 1. 保育所等訪問支援事業の報酬の見直し－継続的な経験者・専門資格者への適切な報酬

- ① 本体の支援との関係で出向くのが困難である。保育所等訪問支援事業の職員は10年近い経験職員が担当しています。〈参考資料3〉事業として独立して、保育所等に支援できるような単価設定・加算が必要です。
- ② 各種加算の必要性－特に丁寧なアセスメントの必要性から初回調整加算が必要です。

### 2. 「障害児相談支援事業所」と「相談支援専門員」の質と量が確保

- ① 専門員の資格要件に発達支援経験年数と関係基礎資格を入れ、それらを勘案して報酬単価を段階づけが必要です。
- ② 基本相談(intake)が他の世代と異なって極めて重要であるにもかかわらず報酬が設定されていないのは問題であり、また設定単価の低さが相談事業の質と量の確保を妨げていることから相談員の発達支援関係の資格要件や該当経験年数等を勘案して報酬単価にgradingする

### 3. 移行支援のための関係連携機関加算の運用の見直し: 幼稚園、保育園への移行支援のための加算

- ・児童発達支援ガイドラインにおいても移行支援の重要性が位置づけられました。年1回の関係機関連携加算では、丁寧な移行が出来ません。十分な移行のためのケース会議等を行った場合、十分な回数分の加算が必要です。

### 4. 居宅訪問型児童発達支援について－児童発達支援等の上乗せの定員として同じ給付費体系が必要

- ・本体事業所から職員を派遣すると、保育所等訪問支援事業と同じように、本体施設をカバーする職員が必要であるため、事業所の契約児として、人員配置を行うと居宅に訪問しやすくなります。また、支援内容の充実のため事業所と同じ加算等が必要です。

視点－3 障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法施行時から2倍以上に増加し、毎年10%近い伸びを示している中で、持続可能な制度としていくための課題及び対処方策

### 1. ガイドライン公表の義務化と減算

- ・児童発達支援のガイドライン・放課後等デイサービスのガイドラインの公表の義務づけをする。公表しない事業所は減算をする。

### 2. 放課後等デイサービスの運用の見直し－時間・加配加算の見直し

- ① 放課後デイサービスの数が増加し、質も問われている。朝からの長時間の対応と1時間だけのサービスなどが混在しているため時間に合わせた適正な報酬単価及び加算の創設が必要です。(放課後デイサービスのガイドラインの中で、支援の内容をより具現化が必要)
- ② 指導員加配加算がアルバイトの学生と児童指導員との差が12単位しかないの見直しが必要です。

### 3. 子ども一般施策を踏まえた障害児関連額の検討

- ・子どもの施策と社会的養護施策・障害児施策連動が必要です。(昨今の無償化問題、保育士問題、子育て世代包括支援センター・市区町村子ども家庭総合支援拠点との連携など)

## 視点一1 より質の高いサービスを提供していく上での課題及び対処方法・評価方法

### 【発達支援】一 障害のある子どもの最善の利益の保障・質の高い支援のために

#### 1. 児童発達支援センターの職員配置の見直しと報酬上の評価 職員配置を子どもの数を、実態にあわせて3で除した数以上の必要です。

- ・直接処遇職員の割合が「2.67:1」であった。(平成24年度障害者総合福祉推進事業p82)又、全国児童発達支援協議会平成28年度実態調査報告では、契約児センターでは4:1以下が、5割を占めています。
- ・障害の重たい子どもや低年齢の子どもの場合、散歩に行くときは、安全で楽しい時間にするために、子ども2人に大人1人が手をつなぐ必要があります。
- ・一人の子どもに、食育のために二人で介助が必要な子どももいます。
- ・障害児保育の加配が3:1になっています。また障害の程度によっては、1:1の配置をする自治体もあります。(横浜市障害児等の保育・教育実施要綱)
- ・幼稚園は障害児一人の場合年額392,000円、二人以上に月、年額784,000円の補助があります。(茨城県私立幼稚園等障害児教育費補助金交付要領)

#### 2. 特別支援加算について一地域の児童発達支援事業等において医療的ケア児等配慮が必要な子どもを受け入れるために

- ・難聴児のためのセンターや医療的ケア児・重心児のための通園事業等がない地域の場合、住んでいる近くの児童発達支援センター等で子どもの受け入れを可能にするために、専門職配置を可能とする報酬が必要です。
- ・必要な専門職は、アセスメント、家族とのカウンセリングなどで、心理職、医療的ケア児を受け入れた場合OTもしくはPT、聴覚障害児を受け入れた場合ST、視覚障害児を受け入れた場合は、視能訓練士などの専門職が必要です。



## 3. 放課後等デイサービスの不登校児の受け入れと個別対応の必要性

- ・発達障害の子ども達が、学校において学力不振、友達との関係がうまく行かない、事項肯定感の低下などの原因で、学校生活で適応できなくなっている子どもが増えている。(小・中における不登校生徒数は、126,009人：平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」となっています。
  - ・平成27年9月14日中教審初等中等教育分科会「不登校児童生徒への支援に関する中間報告p6」自閉症、学習障害、注意欠如・多動性障害等の発達障害のある児童生徒についても、不登校にいたる事例が少なくないとの指摘もある。と報告されています。
  - ・不登校の要因・背景によっては、福祉や医療機関等と連携することが必要(文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」より)とのことから、発達障害があり不登校である児童の受け入れを、放課後等デイサービスで行う場合があります。
  - ・不登校の課題は、家族だけで対応するのは困難になるため、支援がないと引きこもりになる可能性も高くなり、家庭以外の居場所が必要です。
  - ・不登校児に対し、安心出来る社会的な居場所とSSTやセラピー的な治療的構造、子どもの年齢にあった学校の補完的な役割が、子どもの自立を考えると、放課後等デイサービスに求められます。
- 学校と連携しつつ、朝から、不登校の子どもを受け入れている放課後等デイサービスに対しては、学校休業日と同等の1日対応分の給付の保障が必要と考えます。
- 「重度の知的障害＋行動障害＋てんかん」のあるお子さんが利用を断られる実情もあり、放課後デイサービスにおいても、1:1もしくは(子ども)2:1(大人)の個別対応が必要です。

## 4. 食事特別配慮加算の創設

### 1). 障害のある子どもの「食育」を、子ども一般施策(保育所・幼稚園・認定こども園)と平等に

食育基本法で食育は、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと」位置づけられています。これは、障害のある子どもについても同じです。

子ども子育て支援新制度が制定される前に、給食費は実費請求でという案が出されていきました(子ども・子育て会議基準検討部会第15回)。しかし 乳幼児期の子ども達の食事は、保育、教育の一環であるとの考えから、公定価格の中に含まれるべきということになり、これまでどおり2号認定(保育園・認定こども園・3才以上)は主食代のみ実費徴収となり、3号認定(保育園・認定こども園・地域型保育3才未満)は主食・副食代が算定されることになりました。また、1号認定(幼稚園)は、給食費材料費実費徴収ですが、非常勤の調理員人件費は、公定価格で「給食費実施加算」として計上されています。保育料に給食費を含めても良いとされ、その場合は就学奨励費の対象経費になりますので、特定負担額(特定保育料)又は実費を徴収しないこともできるようです。近所の1号幼稚園の給食費実費徴収は、1食当たり300円とのことでした。

なお、1号認定の給食費実施加算は、30人定員で子ども1人1日580円+処遇改善加算(おおよそ32円)です。一方、児童発達支援センターの栄養士加算は、30人定員 1日370円となり、何らかの対応がされない場合は(たとえば食事提供加算等がされない場合)、保育園はもちろん、教育を行う幼稚園よりも保護者の負担は、多くなります。

費用負担は、子ども子育て支援新制度の同じような費用負担にしてください。児童発達支援センターは福祉的な役割ですので、1号の幼稚園ではなく、2号3号認定と同じ仕組みにしてください。できれば、この時期の給食は無償が望ましいと考えます。

### 2). 児童発達支援における食事の重要性

現代は、子育て家庭に生活の困難さがあるという家庭が増えてきました。そのため、家族で食事を作ることが低下し、朝食を食べてこられなかったり、コンビニ中心の夕食だったり、食事の面での困難さも見られます。しかし、様々な家庭背景にある子どもも含めすべての子どもに、等しく豊かな食事を保障することが大切です。保育所と同じ児童施設である児童発達支援は、これまでその役割を果たしてきましたし、これからも果たしていかなければなりません。給食は、子どもの体とこころ、人格をまるごと育てる保育の営みの大切な一つです。給食を通じて、生きることの源である食べることの楽しさ、周りの人たちとのコミュニケーションを促し、マナーやしつけを身につけることに繋がっています

## 3). 食事に困難さを抱える子ども達への特別な配慮の必要性

障害がある子どもの場合、口腔機能(摂食・嚥下機能など)に合わせた食事形態、偏った食事や水分摂取(ジュースやコーラ、ポカリスエットしか飲まないなど)への対応など、障害特性に合わせた提供が必要です。さらに健康管理の上でも口腔衛生についての配慮も必要です。

### 特別な配慮の例

#### 【偏食に対する配慮】

①摂食の観察、②身体・栄養状況の把握、③発達状況の確認、④感覚の過敏性などの確認、⑤偏食傾向チェックリストの実施、⑥総合評価と計画と実施

例えば、揚げ物の好きな子どもに、野菜や麺も揚げてからだし、少しずつ普通食にする。

偏食のある子どもの場合、親だけで向き合っていると煮詰まってしまうような時も、友達との楽しい給食の中では、嫌いなものを口にし、さらりと食べられてしまうこともある。これは、子どもに応じて緻密な配慮を行う児童発達支援センター等における給食の強みです。

#### 【摂食・嚥下障害への配慮】(H26年度障がい児摂食・嚥下リハビリテーション講習会報告書資料より)

子どもの摂食の状態に合わせて、普通食・軟固形食・口腔感覚対応食・流動食・ペースト食・つぶし食・アレルギー食など特別食の準備提供と摂食機能障害へ指導などの対応をしています。(「摂食機能療法」:診療報酬:月4回まで、185点/日 医師・看護師・準看護師、リハスタッフ) その他、食事環境を整える、食事のための視覚支援、家庭との連携のための家族支援・栄養相談を行っています。

また、看護師・言語・作業・理学療法士および、摂食機能・嚥下障害への対応研修を受けた者(保育士・児童指導員も含む)が、概ね30分以上かけて摂食指導を行なった場合:加算 200点x2回/月までの必要です。

・摂食や嚥下等に配慮を要す児童への、特別調理食の提供は、必ず必要です。



# 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定に関する意見等【詳細版】

## 【アレルギー食の配慮等】

- ・アレルギー食や特別に調理した食事等の特別食の提供、栄養士からの栄養・偏食指導等行った場合 算定の必要です。(診療報酬点数では、「外来栄養食事指導料:初回260点初回月2回(2回目200)、以後200点/月」)
- ・また、看護師・言語・作業・理学療法士および、摂食機能・嚥下障害への対応研修を受けた者(保育士・児童指導員も含む)が、概ね30分以上かけて摂食指導を行なった場合:加算 200点x2回/月までの必要です。
- ・一食でもアレルギー食を出す場合、別の調理用具、配膳の指差し確認、テーブルの子どもが座ってから他の子どもの食事を食べないようにするための配慮等、大変な苦勞があります。
- ・外国籍(ハラール食)の児童の背景に合わせた食事の提供等への対応が必要になってきています。

## 【その他】

- ・放課後等デイサービスや児童発達支援事業は、給食に関しての給付費がありません。児童発達支援や長期休暇中などに開所している放課後等デイサービスで給食の提供している事業所があります。児童発達支援センターだけではなく、給食を提供している児童発達支援事業や放課後等デイサービスにも、加算が必要です。
- 児童発達支援や放課後等デイサービスも、食事に関する加算が必要です。

## 【家族支援の充実】

### 1. 事業所内相談支援加算の運用回数の見直し—家族支援の充実(相談・ペアトレの実施)

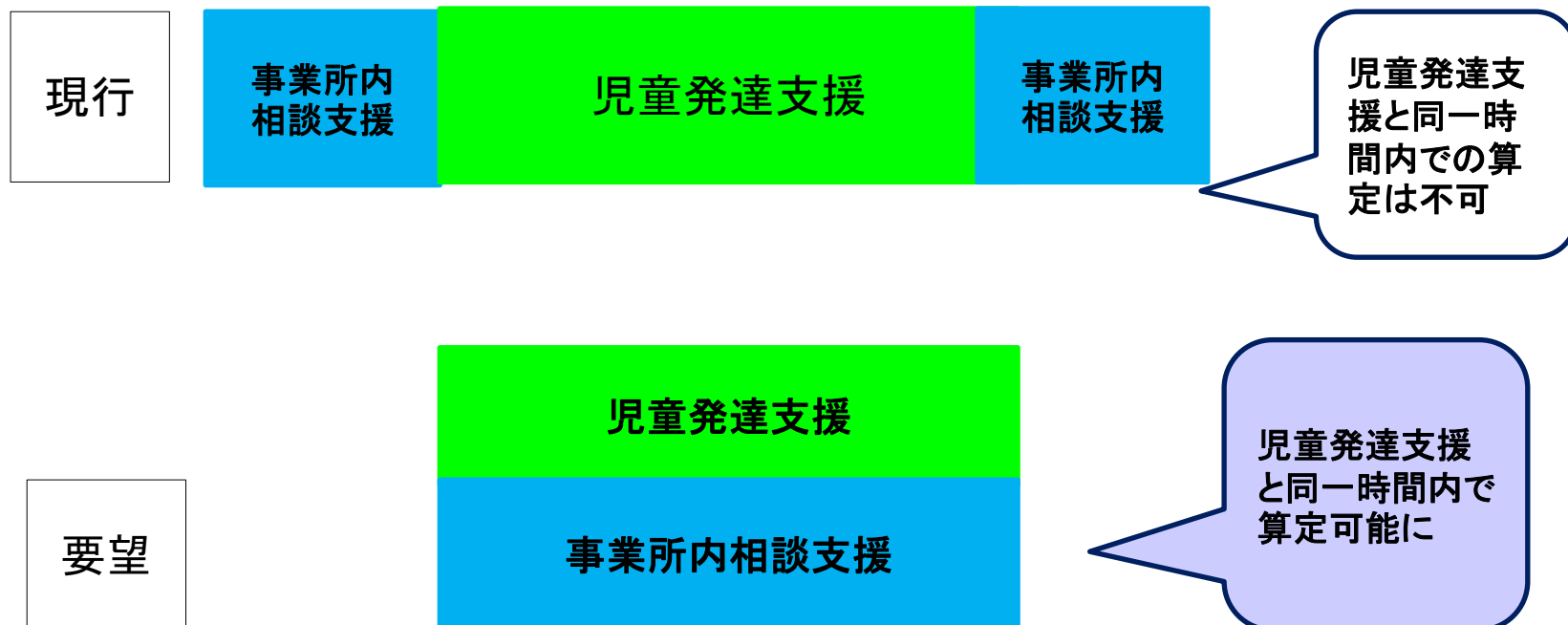
○子どもが療育中に保護者の相談を受けられるように使いやすい加算が大切です。現在は、児童発達支援と同一時間内での算定は不可です。お母さん達が子どもが療育受けている時間に相談できるような仕組みが大切です。

○現在は、月1回のみで事業所内相談支援加算ですが、家族支援のために大変重要な加算です。

しかし、ペアレントトレーニングは、週1回 5回から7回のセッションが必要です。また家族の相談も継続して相談する事業所もあります。家族支援をしっかりとすると、現状の月1回では足りません。

事業所内相談支援加算を、30分以上、事業所内でご家族の相談をした場合に、週1回の算定の必要です。

○グループカウンセリングの必要性から、グループでの算定も必要です。(医療では、集団精神療法は週2回)



## 【職員の専門性・支援の質の向上のために ― 質の担保のためのOJT】

### 1. 児童発達支援管理責任者は、平成29年からの資格要件が厳しくなり、より子どもや障害に対する専門性が必要になったことは、障害のある子どもを支援する責任者として必要なことです。

その上で現状は、児童発達支援管理責任者が、多くの場合、定員より多い契約の子どもの個別支援計画を作成するため責任を担っています。

○子どもの支援、保護者の支援、他の職員への支援、他機関との連携など、重要な責務であり、仕事量も多い実態があるため、仕事の質と量にそった児童発達支援管理責任者専任加算が必要と思います。

### 2. 事業の安定と充実のために

日々出来高払い制により出席率が天候、感染症の流行、入院治療、家族関係者の事情などに左右され、結果として事業費収入が安定しない。人材の確保とか養成、さらには事業充実などのための財政的な見通しや将来計画が立てにくい。(現状は措置費時代の80%に各種INCENTIVEが加算されている。＜参考資料2＞

→対処方策・評価法:事業費と事務費の分離化あるいは月初め登録払い制を導入して、事業体の経営の安定化とサービス向上のための積極策を促す。

### 3. 質の向上のための研修・OJTの充実

○地域のサービス事業体の質が担保されているか。もともと地域に信頼される質も持った事業体があるかどうか。

→対処方策・評価法:発達支援関係の資格要件、経験年数を報酬単価に反映させ、関連資格免許の更新制や単位制の研修制を必須化する。また一定の評価に基づいて報酬単価に段階づけを付ける。

#### ○発達支援研修の創設

ガイドラインにも記されているように、提供される支援の内容は多種多様であります。現状の支援の質の内容においては大きな開きがあると指摘されています。子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図り、支援の質の向上の為に、積極的に研修を進めて行く必要があると考えています。

○厚生労働省とCDS等の団体で行う、児童支援者養成研修を受講した場合、強度行動障害特別処遇加算と同じように算定し、研修の必須が必要です。

## 視点一2 地域において、利用者が個々のニーズに応じたサービスの提供を受けられるようにするための、サービス提供体制の確保に向けた課題及び対処方法

### 【地域支援—インクルージョンを推進するために】

#### 1. 保育所等訪問支援事業の各種加算

地域のインクルージョンを推進していく上で、重要な事業である前回の報酬改定により、訪問支援員特別加算、特別地域加算により、より使いやすくなったが、平成28年度度障害者総合福祉推進事業「保育所等訪問支援の効果的な実施等に関する調査研究P110」(全国児童発達支援協議会)において課題が提起されている。

保育所等訪問支援の普及を阻害している要因は「人材の確保」、「対象児の確保」、「採算性の確保」である。「人材の確保」は、訪問支援員が高度な専門性が必要であるが、一般施策との橋渡し等ができる人材を確保するのは至難の業であり、保育所等訪問支援の人材育成のシステムもない。実践が積み上がりやすく般化しにくいデメリットがある。「対象児がいないという課題」に関しては、本事業の認知度が低く、行政も含めて、積極的に周知することをしていないため、申請すら出来ない状況がある。「採算性の確保」という課題については、報酬上の課題が存在している。基本部分916単位に加え、訪問支援員特別加算375単位が1回の訪問支援で得ることができる。1回あたりの支援時間は平均2～4時間であり1日に2回実施すること可能であるが、その場合は、7パーセント減算となる。また低年齢児は午睡があったり病欠しやすかったりという年齢固有の問題、行事で訪問できないなどの訪問先の問題、長期休暇中の利用の減少などの時期の問題(年度内変動)、移動に時間がかかるなどの地理的問題などで、実際には1日2回×22日間の枠を埋め合わせることに不可能である。加えて、日程調整や記録の作成・整理、保護者への連絡等業務は煩雑である。

類似事業に「障害児等療育支援事業」(旧「障害児者地域療育等支援事業」)があるが、その補助金体系を継続している地域においては1回あたり16,100円(千葉)、20,000円(奈良)22,800円(埼玉・東京)の報酬が支払われており、保育所等訪問支援の方が安価であるという問題もある。加えて、相談支援事業や他の障害児通所支援で設定されている初期加算や欠席時対応加算、家庭連携加算、関係機関連携加算、事業所内相談支援加算がない課題がある。

#### ①専門職員を常勤で配置するだけの報酬単価になっていない

- ・ そのため、訪問支援員の多くが本体事業との兼務であり、訪問支援員は、本体事業の職員配置に影響するという物理的な要因がある。それ故、事業所も積極的に事業展開しないという悪循環が生じている。
- ・ 保育所等訪問支援事業を担う職員は、10年近い経験職員が担当している。〈参考資料3〉  
○事業として独立して訪問支援できるような単価設定が必要です。

報酬、加算の名称	児童発達支援センター	保育所等訪問支援
基本部分	○	○
児童発達支援管理責任者専任加算	○	○
特別加算	○	○
家庭連携加算	○	なし
事業所内相談支援加算	○	なし
欠席時対応加算	○	なし
関係機関連携加算(Ⅰ、Ⅱ)	○	なし

## ②加算等の見直し

○一日に2人の複数対応した際の減算については、廃止してください。

○初回連携調整加算(新) 500単位

他の通所支援に比べ、アセスメントは高度で手間もかかることから加算の創設が必要です)

○家庭連携加算(新) 187単位(1時間未満)280単位(1時間以上)

特に保護者のニーズから始まる本事業においては、保護者に対する丁寧な支援や訪問先との連携・調整が大切です。

○事業所内相談支援加算(新)53単位

保育園等において、子どもの保護者に対して相談援助を行った場合

○施設支援加算(新) 500単位

現在は、対象の子を直接支援した後、職員に助言を行います。さらに施設に対して支援プログラム等の説明、提供のためにカンファレンス等を行った場合、報酬を差別化が必要。

ガイドラインにも記されているように、提供される支援の内容は多種多様ですが、現状の支援の質の内容においては大きな開きがあると指摘されています。子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図り、支援の質の向上の為に、積極的に研修を進めて行く必要があると考えています。



## 2. 「障害児相談支援事業所」と「相談専門支援員」の質と量の確保

- ①サービスと利用者をつなぐ役割が期待される「障害児相談支援事業所」と相談支援専門員の質と量が確保できていない。  
→対処方策・評価法: 専門員の資格要件に発達支援経験年数と関係基礎資格を入れ、それらを勘案して報酬単価を段階づけする。
- ②基本相談(intake)が他の世代と異なって極めて重要であるにもかかわらず、報酬が設定されていないのは問題であり、また設定単価の低さが相談事業の質と量の確保を妨げていることから相談員の発達支援関係の資格要件や該当経験年数等を勘案して報酬単価に段階づけする。

## 3. 移行のための関係連携機関加算の運用の見直し

児童発達支援ガイドラインにおいても移行支援の重要性が位置づけられましたが、年1回の関係機関連携加算では、幼稚園、保育園への丁寧な移行支援が出来ません。

○子どもと家族が安心して保育所等に移行するためには、十分な回数分の移行支援の連携が必要です。

## 4. 居宅訪問型児童発達支援について一児童発達支援等の上乗せの定員として同じ給付体系が必要

本体事業所から職員を派遣すると、保育所等訪問支援事業と同じように、本体施設をカバーする職員が必要であるため、事業所の契約児として、人員配置を行うと居宅に訪問しやすくなります。また、支援内容の充実のため、事業所と同じ加算等が必要です。

## 視点一3 障害福祉サービス等に係る予算額が、障害者自立支援法施行時から2倍以上に増加し、毎年10%近い伸びを示している中で、持続可能な制度としていくための課題及び対処方法

### 1. ガイドライン公表の義務化と減算

児童発達支援のガイドライン・放課後等デイサービスのガイドラインの公表の義務づけをする。公表しない事業所は、減算をする。

### 2. 放課後等デイサービスの運用の見直し

①支援の時間が、朝からの長時間の対応と1時間だけサービスなど混在している実態がありますが、給付費は同じです。持続可能な制度にしていくために、支援を行っている時間に合わせた適正な報酬単価が必要と思われます。(児童発達支援事業所も含む)一放課後デイサービスのガイドラインの中で支援の提供内容を具体化が必要です。

②指導員加配加算がアルバイトの学生と児童指導員との差が12単位しかないの見直しが必要です。

### 2. 子ども一般施策と障害児施策を踏まえた障害児関連額の検討

○最近の文科省のdataでは同世代の約10%(3.33+6.5)が要発達支援児であるにもかかわらず、子どもの施策の幼児教育の無償化問題・保育士問題などでは、障害児施策と連動していない。

→対処方策:多様な発達像を示す子どもを差別することなく、まずは一体的に子ども施策の中で受け止められるべきである。その上でgradation様の有り様をしている個々の発達に対応してのTPO場面での合理的で、個別的支援が提供されるべきである。

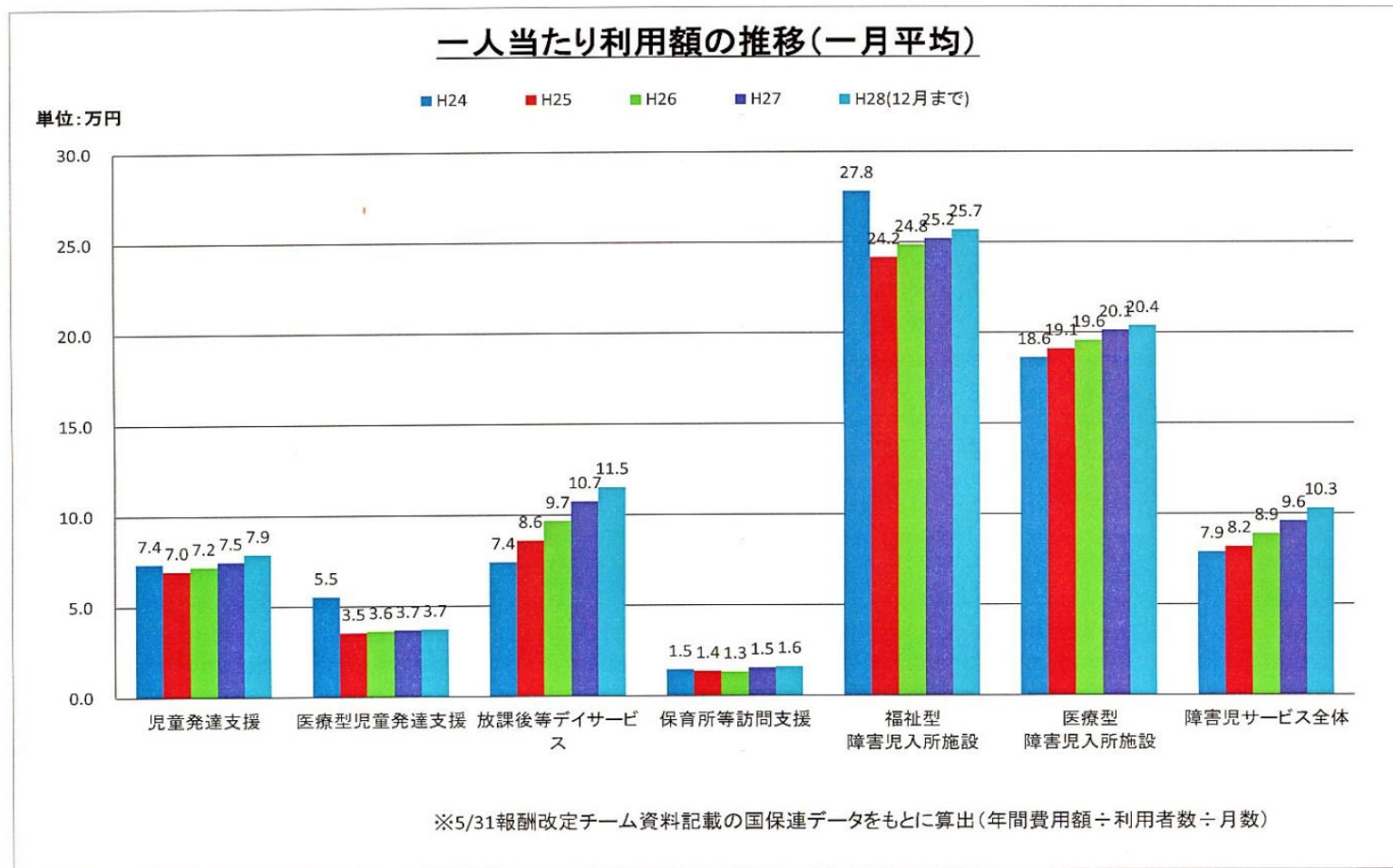
#### ○未来に向けて

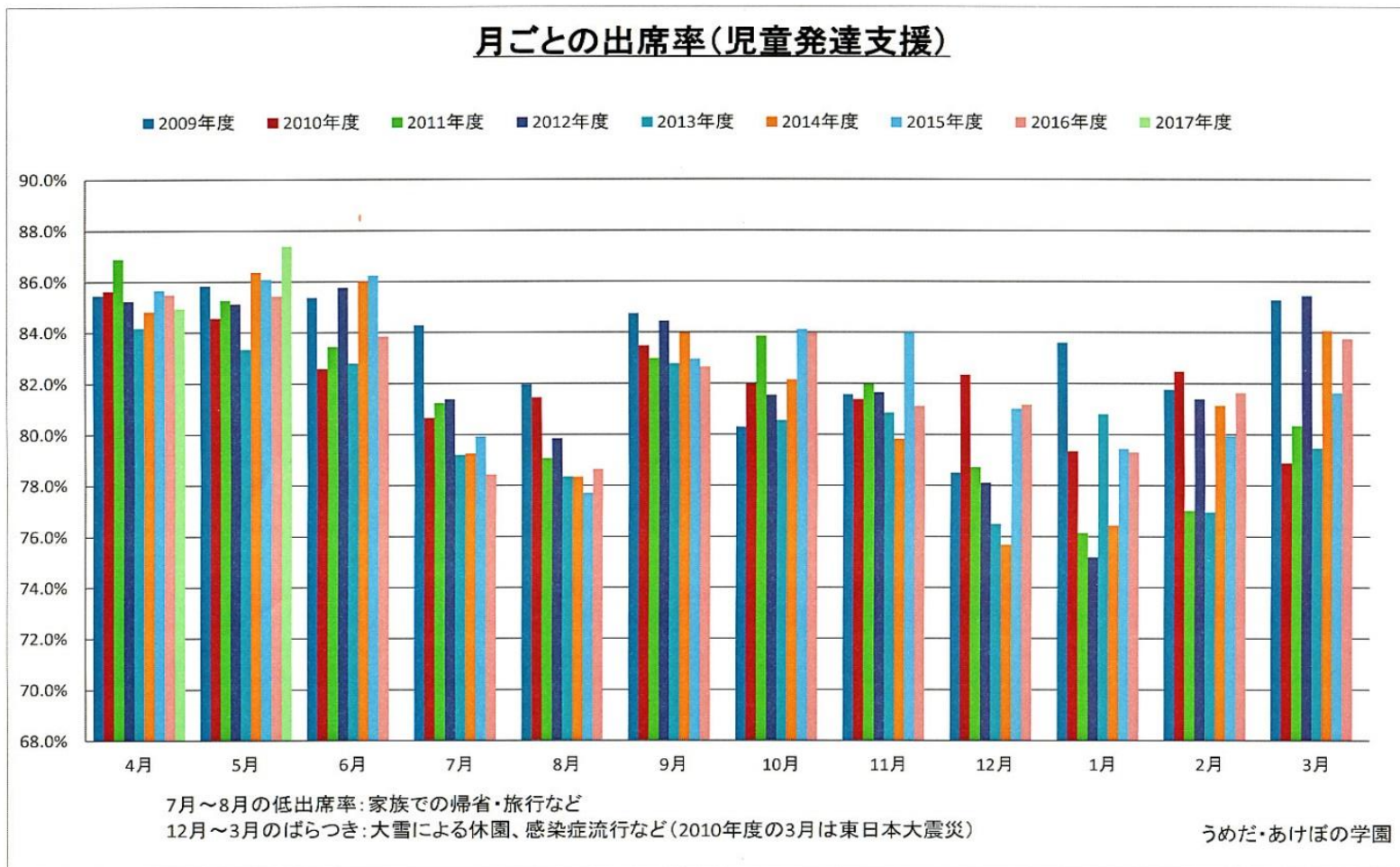
子どもの施策が様々な省庁・所管に跨って拡がり、それらが非連続的に存在しているということでの非効率さ、無駄が蓄積しているのではないかと思います。

→対処方策:子ども関連での関係省庁や所管の機能整理統合を推進する必要があります。(子どもの包括支援)

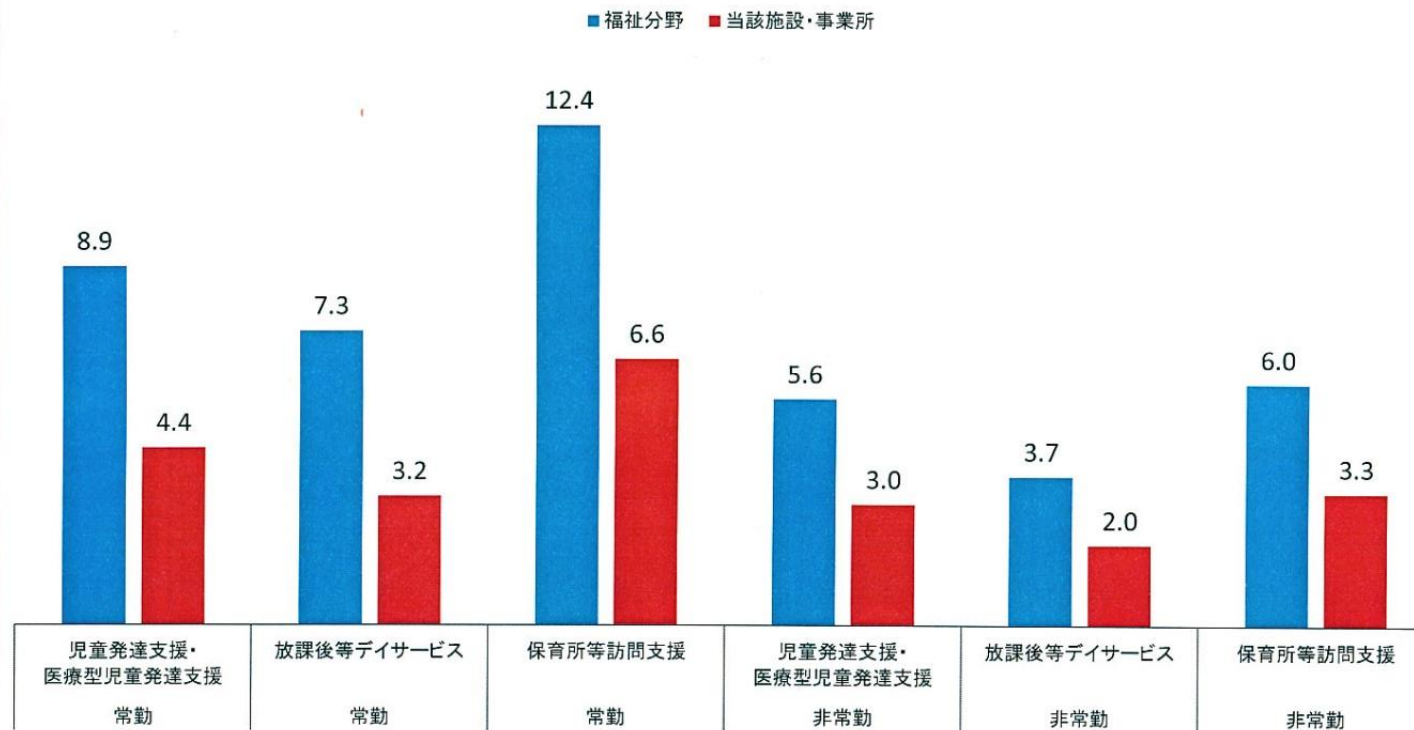
行政レベルで分散している子どもの育ちや子育て施策を一元的に扱う部局に整理統合が必要です。

(たとえば、妊娠期からの支援である子育て世代包括支援センター・市町村子ども家庭総合支援拠点等との連携)子ども子育て施策・社会的養護施策。障害児施策との連携が必要です。





## 施設・事業所全体の職員の福祉分野で業務に従事した平均経験年数 及び 当該施設・事業所での平均経験年数



厚生労働省『平成27年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査』より